平成２２年（フ）第９５７号
栃木県日光市稲荷町２丁目340番地　稲荷町住宅R13号、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原1395番地　きぬハイツ303
債務者　田代　武雄
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７６５号
横浜市瀬谷区瀬谷３丁目４番地29　メゾンヒラマ203
債務者　大日方堅固
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４号
横浜市保土ケ谷区岩間町２丁目123番地１　ドエル片倉402号
債務者　前田　紀子（旧姓大庭）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８号
神奈川県海老名市中新田１丁目13番18号　秦荘202
債務者　小泉　晋
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８号
横浜市磯子区洋光台５丁目19番８―102号
債務者　大澤　幹子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５号
横浜市旭区白根２丁目９番１―503号
債務者　松原有美子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６０号
川崎市川崎区中島３丁目１番13―202号　フラット渋谷
債務者　和田　元子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６４号
川崎市麻生区黒川571番地１　サンシャイン若葉台306
債務者　白浜幸子こと　林　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９９号
川崎市川崎区本町２丁目９番地２　トップ川崎第２―1101、前住所川崎市川崎区日進町10番地２　ひさ美38
債務者　澤田　達也
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１８号
川崎市幸区古市場２丁目78番地40　クレストフォルム新川崎サウスステージ301吉田方
債務者　村野　鶴代
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９３２号
川崎市高津区上作延462番地　市営住宅３―506
債務者　柴田　拓也
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８０号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番11―702号
債務者　小林　敏子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９５号
川崎市川崎区大島５丁目12番５号　ドミ市川203、前住所川崎市川崎区大島４丁目８番14号
債務者　杉本　実
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１号
川崎市高津区下作延３丁目10番１―301号　市営住宅
債務者　岩瀬トヨ子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係